

平成18年3月29日  
消防消第44号

各都道府県消防防災担当部長 }  
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁消防・救急課長

消防組織法第18条の2第11号に規定する消防  
庁長官が指定する市の全部改正について（通知）

消防組織法第18条の2第11号に規定する消防庁長官が指定する市（昭和43年消防庁告示第1号。以下「指定市告示」という。）の全部を改正する件が本日告示され、即日施行されました（[平成18年消防庁告示第13号](#)）。

貴職におかれては、下記改正内容等を御了知いただくとともに、各都道府県消防防災担当部長におかれては、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

## 記

### 1 改正内容

改正前の指定市告示においては、消防に関する市街地の等級化に関する事項について消防庁がその事務を行う市として消防庁長官が指定する市について個別に列挙していたところ、今回全部改正を行い、当該市については、道府県庁所在の市、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市及び特別区とすることとしたこと。

### 2 施行期日

公布の日